

さいたま市指定管理者制度検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の指定管理者制度及び指定管理者候補者の選定に関する検討等を円滑に進めるため、さいたま市指定管理者制度検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定管理者制度に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

(構成等)

第3条 会議は、副市長、都市戦略本部長、総務局長及び財政局長をもって構成する。

2 議長は、副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、議長が主宰する。

2 議長は、必要に応じて構成員以外の職員及び有識者（以下「アドバイザー」という。）に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 会議は、原則非公開とする。ただし、議長が必要と認めた場合は公開することができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、議長が必要と認めたときに開催する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければその会議を開くことができない。

3 議長が急施を要すると認めたとき又は会議を開く暇のないときは、構成員に合議して会議に代えることができる。

(守秘義務)

第6条 会議の構成員及びアドバイザーは、その職務上知り得た秘密を他に漏らして

はならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、行財政改革推進部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(さいたま市指定管理者審査選定委員会設置要綱の廃止)

2 さいたま市指定管理者審査選定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。